

労働者派遣事業に基づくマージン率等の公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、マージン率等について公開致します。

- ☐ 労働者派遣の実績及びマージン率等
- ・事業所名称

アトラン株式会社
- ・事業所所在地

東京都中央区日本橋大伝馬町 2 番 11 号イワサキ第二ビル 4 階 B 棟
- ・許可番号

派 1 3 - 3 0 5 5 0 9
- ・対象期間

2024 年 11 月 01 日 ～ 2025 年 10 月 31 日

2025 年 12 月 19 日現在

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 派遣労働者の数             | 1 1 . 3 3 名   |
| 派遣先事業所数             | 1 事業所         |
| ① 労働者派遣に関する料金の額の平均額 | 3 6 , 6 6 1 円 |
| ② 派遣労働者の賃金の額の平均額    | 2 0 , 1 5 2 円 |
| マージン率 ( ① - ② ) ÷ ① | 4 5 . 0 3 %   |

- ☐ マージンに含まれる費用（マージンの内訳）
- ・社会保険料

健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、  
労災保険料等の会社負担分
- ・会社運営経費

福利厚生費用、健康診断費用、教育研修費用、募集費用、  
オフィス賃料・通信費等の諸経費、営業・管理部門の人  
件費
- ・営業利益

マージンから社会保険料、会社運営経費を差引いた残額

- ☐ 教育訓練に関する事項
- ・情報セキュリティ教育
- ・個人情報の取り扱いに関する教育
- ・各種研修（ビジネスマナー、OA 研修、プログラミング、システム設計）

- ☐ 労使協定
- ・労使協定の有無：有
- ・対象範囲：派遣社員全員
- ・各労使協定の有効期限：2024 年 04 月 01 日 ～ 2027 年 03 月 31 日

( 3 通の労使協定書にて継続されている。 )

以 上